

< 16 - 19 >
2016年8月

先生各位

診療報酬適用のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成28年7月29日付「保医発0729第4号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、平成28年8月1日より下記検査項目の検体検査実施料が新規適用となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

記

■ 新たに検査料算定が可能となった検査項目

検査項目名	実施料	実施料区分	判断料区分
25-ヒドロキシビタミンD	400 点	「D007-57」 1,25-ジヒドロキシ ビタミンD ₃	生化学的検査 (I)

■ 算定留意事項が追加された項目

検査項目名	実施料	実施料区分	判断料区分
デングウイルス抗原定性 デングウイルス抗原・抗体同時測定定性	233 点	「D012-43」 デングウイルス抗原定性	免疫学的検査

以上

※ 詳細につきましては、裏面をご覧ください。

■ 新たに検査料算定が可能となった検査項目

検査項目名	実施料	実施料区分	判断料区分
25-ヒドロキシビタミンD	400点	「D007-57」 1,25-ジヒドロキシ ビタミンD ₃	生化学的検査 (I)

- ア 25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「57」1,25-ジヒドロキシビタミンD₃の所定点数に準じて算定する。
- イ 本検査は、CLIA法により、ビタミンD欠乏性くる病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対する治療中に測定した場合にのみ算定できる。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。

■ 算定留意事項が改正された項目 (下線部が追加されました。)

検査項目名	実施料	実施料区分	判断料区分
デングウイルス抗原定性 デングウイルス抗原・抗体同時測定定性	233点	「D012-43」 デングウイルス抗原定性	免疫学的検査

- ア デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「43」デングウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。
- イ デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、デングウイルスNS1抗原、IgG抗体及びIgM抗体を、イムノクロマト法を用いて同時に測定した場合に算定できる。
- ウ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、国立感染症研究所が作成した「蚊媒介感染症の診療ガイドライン」に基づきデング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できる下記のいずれかに係る届出を行っている保険医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。
- (イ) 区分番号「A300」救命救急入院料「1」から「4」までのいずれか
- (ロ) 区分番号「A301」特定集中治療室管理料「1」から「4」までのいずれか
- (ハ) 区分番号「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料「1」又は「2」のいずれか
- (ニ) 区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料
- エ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。
- オ 「43」のデングウイルス抗原定性と同抗原・抗体同時測定定性を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。